

タイトル：2011 Middle Eastern and Islamic Studies in Japan: The State of the Art

日時：2011年11月25日（金）14:30～19:50

場所：Japan Center for Middle Eastern Studies (JaCMES), 2nd Floor, A2-1, Azariyeh Bldg, Beirut  
Central District (Downtown Beirut)

The Participation of Hamas in the Palestinian Authority: The processes, impacts and implications

清水 雅子（上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科地域研究専攻博士後期課程）

### 報告内容

本報告の目的は、ハマースが議会選挙に勝利した後のパレスチナで、なぜパレスチナ自治政府（PA）の分裂に至るほどハマース・ファタハ間の対立が激化したのか、という問いについて、PAの執政制度に着目して一つの説明を提示することであった。本報告は、この問いにアプローチする先行研究の多くが扱ってきた国際的要因の基本的な重要性を認めた上で、PAの制度的要因、すなわちハマース・ファタハ間の対立を助長したものとしての執政制度（具体的には半大統領制）に着目した。先行研究では、なぜそのような不安定をもたらさうる制度が導入されたのかという視点が抜け落ちていた。そこで本報告は、制度設計の限界という視点に着目し、制度が形成される時期にさかのぼって考察することとした。その作業を通してのみ、制度は意図通りに機能したのか、それとも意図せざる結果を生み出したのか、そして、もし意図せざる帰結を生んだのであるならばその要因は何だったのかを明らかにすることができる。本報告はまず、半大統領制とその下位類型のメカニズムを概観し、そこで生じうる課題について論じた。次に、PAにおける執政制度の形成過程を追跡し、その際の意図と実際の帰結について分析した。その上で、2006年1月から2007年6月までの時期を事例として対立が激化する過程において執政制度が果たした役割について明らかにした。その上で、パレスチナの政治変動が半大統領制の機能の仕方を変え、大統領と首相が反対する政治党派から来る状況においては、同制度が実質的に大統領の権限を強めたことを指摘した。

### 報告に対するコメントと議論

本報告について、ベイルート・アメリカン大学のカーリーム・マクディスイ准教授から以下の点に関してコメントをいただいた。第1に、制度設計の限界に着目することは挑戦的であるにしても、因果関係を主張するには未だ説得力に欠けるという点である。半大統領制が導入された時期に関しても、ハマース政権樹立後の時期に関しても、より一層のデータ収集が必要と指摘された。第2に、PAが国家に向かうものとは言えず、限定された自治政府である現状において半大統領制の概念を用いた分析が妥当であるかという点である。第3に、国際的な圧力といった外的要因は、本報告で議論されたよりも重要な要素であったのではないかという点である。最後に、確立した民主制の事例とは異なって、不安定なPAのような事例では、PAそのものが政治闘争

の「場」であり、内的メカニズムへのさらなる着目が必要という点である。執政制度が大統領制であれ半大統領制であれ、ある人物と他の人物の間では同じような闘争が起きうるとして、制度を形作る政治的文脈にさらに注意を払うことが不可欠と指摘された。いただいたコメントは、本報告が目指した、制度の起源と制度の帰結の両方を動的にとらえようとする試みに理解を示された上で、その試みのために不可欠な論点および作業を具体的にご提案くださったものであり、報告者の今後の研究にとって極めて貴重なコメントであった。

今回の報告会および滞在日程を通じて多くの研究者と交流したことは、今後の研究および研究生活にとって非常に貴重な機会となった。黒木先生をはじめ、中東研究日本センターおよび基幹研究「中東・イスラーム圏」関係者の皆様には、本報告と滞在の機会をいただいたことに心より感謝申し上げます。